

令和6年度 事業計画

本協会は、廃棄物の適正処理を前提に、資源循環の推進による産業の健全な発展等による循環型社会の構築と県民福祉の向上に寄与することを目指して、令和6年度において、以下の事項に重点を置いて効率的・効果的に事業を推進します。

廃棄物処理業の根幹である適正処理に関しては、排出と処理の両面から引き続き取り組みます。

労働安全衛生に関しては、「産業廃棄物処理業における第3次労働災害防止計画」（上半期期間令和5年度から令和7年度）の着実な進捗・達成を図ります。

次に、広報啓発に関しては、県民に対し、資源循環の推進及び産業廃棄物処理業への理解促進を図るための事業や資源循環型環境学習の普及促進を図ります。

人材の確保・育成においては、業界発展の礎であることから研修会等に取り組むほか、社会的な課題である地球温暖化対策や業界の生産性の課題であるデジタルトランスフォーメーションの推進に努めます。

また、千葉県との「災害廃棄物の処理等に関する協定」や「防疫対策業務に関する協定」、全国産業資源循環連合会関東地域協議会で締結した「災害時における災害廃棄物の処理等に係る相互応援に関する協定」に基づいて、地震等大規模災害発生時や家畜伝染病発生時には、県等からの協力要請に可能な限り応じられるよう、事前の備えや初動対応等について、体制整備等を進めます。

さらに、行政や他団体との連携・協力態勢を強化し、業界の地位向上と事業活動の充実に努めるとともに、新規会員の加入促進により、協会の組織と財務基盤の強化・健全化を図ります。

I 自主事業部門

1. 調査研究・広報事業

産業廃棄物の適正処理及び資源循環型社会構築の推進等に関する情報収集や調査研究を進めます。昨年度に研究委託した大正大学の岡山教授の報告等を基に、災害廃棄物処理の初動対応について検討します。

国、県、市町村、全国産業資源循環連合会等からの情報を効果的に行うためホームページや電子メールの配信により提供します。

また、県民への協会の認知度を高めるため、動画配信など協会ホームページの更なる充実・活用に努めます。

2. 労働安全衛生推進事業

労働安全衛生に関する情報の収集、提供に努めるとともに、労働局等の協力を得て、労働災害防止のための講習会・研修会を開催します。

また、「産業廃棄物処理業における第3次労働災害防止計画」（上半期期間令和5年度から令和7年度）の着実な進捗、達成を図ります。

3. 研修事業

産業廃棄物の適正処理及び資源循環に関する研修会を開催します。

東京海上日動火災保険㈱との間で締結した「循環型社会形成の実現とSDGsの推進に関する包括連携協定」に基づき、Webセミナー等を開催します。

さらに、許可申請に関する講習会等の開催については、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターに協力して円滑な運営に努めます。

4. 適正処理及びリサイクル等普及推進事業

(1) 相談事業

企業や県民からの廃棄物の適正処理に関する相談に的確に対応するよう努めます。

(2) 広報啓発事業

エコ絵画コンクール、適正処理推進大会等各種イベントへの参画を通じ、資源循環や適正処理の推進について広報、啓発に努めます。

また、「県民講座」を開催するなどして、資源循環や廃棄物処理業への理解の促進に努めます。

環境学習に関し、事業者・事業者団体の取組むべき役割が示されている千葉県の「千葉県環境学習等行動計画」に基づき、これまでの経験・知見を活かし、県等との連携・協働をさらに強化しながら、資源循環型環境学習の普及促進を図る事業に取り組みます。

(3) 産業廃棄物管理票等の普及推進事業

産業廃棄物管理票の頒布等を通じて、管理票制度の理解促進及び管理票の普及に努めます。

(4) 産業資源循環に関わる普及啓発事業

再生資源品の積極的な活用を促すとともに普及に当たっての課題を整理・検討し産業資源循環の推進に努めます。

(5) 災害廃棄物処理支援

令和元年房総半島台風等及び令和5年台風13号の接近に伴う大雨に係る災害廃棄物処理に関する市町村支援の状況等を踏まえながら、広域支援なども含め、全国産業資源循環連合会・関東地域協議会や国・県等行政との連携の中で検討を進め、協会の災害廃棄物処理支援体制の整備充実を図ります。

(6) 家畜伝染病発生時に殺処分した家畜等の処理支援

高病原性鳥インフルエンザ等の急性悪性家畜伝染病が発生し、協定に基づき県から要請があった場合、殺処分した家畜等の搬送及び焼却処理に協力します。

(7) 排出事業者を対象とするセミナーの開催協力

県が主催する、廃棄物処理法に定める排出事業者責任の内容、留意すべき事項等の排出事業者の実務に役立つ情報を提供するセミナーの開催に協力します。

(8) 優良産廃処理業者認定制度の普及促進

情報提供等を通じて、廃棄物処理法の優良産廃処理業者認定制度の普及促進に努めます。

(9) 脱炭素社会及びSDGsへの取り組みを推進

2050年温室効果ガス排出実質ゼロ(カーボンニュートラル)や企業において重要な指標となっているSDGsへの取り組みを推進するため、取組み事例等について情報提供に努めます。

5. 環境保全対策事業

県等からの要請により、「環境保全対策基金」を活用して不法投棄等の不適正処理による生活環境への支障除去事業に協力します。

Ⅱ 受託事業部門(継続事業2)

1. 処理業者セミナー

すべての処理業者を対象に、廃棄物処理法の運用状況や適正処理に関するセミナーを県・政令市から受託して開催します。

2. 産業廃棄物処理業許可事前相談

収集運搬の許可申請に関する事前相談を、県から受託して実施します。

Ⅲ 収益事業部門（収益事業）

1. 県収入証紙売捌き事業

処理業の許可申請に当たって必要となる県収入証紙を、県の指定を受けて販売し、申請者の便宜を図ります。

Ⅳ 法人管理等部門

1. 委員会、部会及び支部等の活動

環境の変化に迅速に対応し、効果的な協会運営を図るため、各委員会・部会及び賛助会員建設部会を開催し、意見の取りまとめや会員相互の情報交換に努めます。

地域ごとに開催する支部会議については、支部長を中心として、活動の充実・活性化を図ります。

青年部会及び女性部会の活動を支援します。

また、環境保全対策基金運営委員会を随時開催し、原状回復事業や広報啓発等事業、資源循環や適正処理の推進に関する調査研究事業等の「環境保全対策基金」を活用した事業の適正執行を図ります。

2. 関係機関、団体との連携、協力

(1) 行政との連携、協力

支部会議や各種部会等において取りまとめた要望事項等については、行政懇談会等の行政との意見交換の場において要望・提案するほか、産業廃棄物処理の当面する諸課題について、実務的な意見交換会等を行います。

(2) 他団体との連携、協力

千葉県産業廃棄物処理業協同組合や全国産業資源循環連合会及び他都道府県協会等との連携を密にして、本協会の地位向上と事業活動の充実に努めます。

特に、全国産業資源循環連合会で検討が進められている、資格制度の構築等の人材育成・確保対策、地球温暖化対策などに関する情報の把握に努め、本協会として適切に対応します。

3. 新規会員の加入促進、会員間の連携強化

各種研修会等の開催や部会・支部会等の事業の充実と会員間の交流を深め、その活動状況を広報することにより、協会の認知度を上げるとともに、他都道府県協会での取組みも参考にしながら、新規会員の加入促進に努めます

さらに、新たな会員も含めた意見交換や交流の場の設定により会員間の連携強化を図り、県との協定に基づく災害廃棄物処理支援などに備えて、協会の組織力の拡充に努めます。

4. 顕彰・表彰事業

優良事業所・従事者表彰、功労者表彰、安全衛生賞の制度を適正に運用し、会員の取組みを顕彰します。特に、優良従事者表彰について、積極的に顕彰していきます。

また、環境大臣表彰、厚生労働大臣顕彰、知事表彰等の受賞候補者の推薦も積極的に行います。

5. 総会、常任理事会及び理事会等の開催

会員の意向を踏まえた協会の円滑な運営と事業実施を図るため、総会、常任理事会及び理事会を開催します。

また、会員間の親睦を図るため新年賀詞交歓会を開催します。

6. 健全経営

環境保全対策基金を含む協会資産の健全な運営と適正な管理を図り、財務体質の強化に努めます。